

入院時食事療養費の標準負担額

- 入院時の食事にかかる標準負担額(1食につき)

所得区分		令和7年3月31日迄	令和7年4月1日～
70歳未満	70歳以上	1食につき490円	1食につき510円
区分ア	現役並みⅢ		
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	1食につき230円	1食につき240円
	低所得Ⅰ	1食につき110円	変更なし

- 『標準負担額減額認定証』をお持ちの方は1階入院受付へご提示ください。
- 食事療養費の標準負担額は高額療養費制度の対象にはなりません。
 - ※ 指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等

